農林水産業の基盤整備については、農地集積の加速化のための農地の大区画化や、国土強靱化の観点から老朽化施設の長寿命化・耐震化対策等を推進することとしている。

林野関係では、森林・林業の再生に向け、森林施業の集約化、森林吸収量の確保に向けた間伐や路網整備の促進、山腹崩壊地等の復旧整備を実施するとともに、現場技能者等の人材の育成、里山林の保全管理の取組等を支援することとしている。

水産関係では、大規模自然災害に備えた漁港施設の防災・減災対策としての防波堤の機能強化等の実施や、流通拠点漁港における、安全・安心な水産物の安定供給を図るための高度衛生管理型施設の整備を推進するとともに、適切な資源管理と漁業経営の安定の確立のため、資源管理に取り組む漁業者に対する資源管理・漁業経営安定対策等を実施することとしている。

⑨　治安対策

26年度の治安対策については、安全・安心で持続可能な経済社会の基盤を確保するための施策として、サイバー空間の脅威への対処、客観証拠重視の捜査のための基盤整備、組織犯罪対策、テロ対策、警察基盤の充実強化を図るとともに、大規模災害対策の推進に重点化を行うこととしている。

サイバー空間の脅威への対処については、22億円を計上し、ネットバンキングにおける不正アクセスや不正送金事案等のサイバー犯罪に的確に対応するための捜査資機材や情報技術解析資機材を整備するほか、捜査員や解析担当職員の捜査力・技術力の向上を図るための教養等を行うこととしている。また、犯罪の高度化・複雑化、裁判員制度の導入等により犯罪の立証における客観証拠の重要性が高まっていることから、ＤＮＡ型鑑定の一層の推進や、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」（平24法34）に基づく解剖等を行うこととしている。そのほか、総合的な暴力団対策を推進するため、暴力団犯罪の捜査力や保護対策の強化に必要な資機材の整備等を行うこととしている。また、テロの未然防止等に向けた取組としては、原子力関連施設等の警戒警備体制の強化に必要な資機材の整備等を行うこととしている。警察基盤の充実強化については、警察用車両・航空機及び装備資機材の整備として101億円、警察署・警察学校等の警察施設の整備として140億円を計上している。大規模災害対策としては、危機管理体制の強化に向けて、災害警備活動の拠点となる警察本部、警察署の耐震改修等を行うこととしている。

再犯防止のための処遇の強化に必要な経費としては、219億円を計上している。具体的には、社会内処遇については、薬物依存のある刑務所出所者等を重点的に受け入れて処遇する更生保護施設の拡充、刑務所出所者等の住居の確保及び就労の支援の拡大、更生保護サポートセンターの増設等による保護司活動の基盤の強化等を行うこととしている。また、施設内処遇については、薬物事犯受刑者、少年、高齢者、女子受刑者等の対象者の特性に応じた矯正処遇を充実させるとともに、雇用ニーズに応じた職業訓練を強化することとしている。さらに、民間のノウハウを活用して矯正教育・職業訓練等を充実させるため、ＰＦＩ手法を用いた刑事施設等における矯正業務の民間開放を引き続き推進することとしている。

このほか、尖閣諸島周辺海域における領海警備体制を強化するための大型巡視船による専従体制の確立に向け、大型巡視船の整備を着実に進めるとともに、海上保安官の定員を増員するなど、我が国の領土・領海を堅守するため、海上保安庁予算として1,834億円を計上している。

⑩　地方財政

26年度の地方財政については、「中期財政計画」を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源は、社会保障の充実分等を増額し、25年度と実質同水準を確保することとしている。

その際、25年度の地方交付税交付金の加算のうち別枠加算9,900億円については、地方の税収の状況を踏まえて、加算額を6,100億円に縮減することとしている。また、歳出面では、25年度の歳出特別枠「地域経済基盤強化・雇用等対策費」14,950億円を11,950億円に縮減するなど歳出の抑制を図りつつ、地域の元気創造事業費3,500億円、緊急防災・減災事業費5,000億円を計上することとしている。

地方特例交付金については、個人住民税における住宅借入金等特別控除による減収額を補塡することとして1,192億円を計上している。

以上の結果、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる地方交付税交付金は、25年度当初予算額に対して2,439億円（1.5％）減の160,232億円、地方交付税交付金と地方特例交付金を合わせた地方交付税交付金等は、25年度当初予算額に対して2,502億円（1.5％）減の161,424億円となっている。

また、同特別会計から地方団体に交付される地方交付税交付金は、25年度当初予算額に対して1,769億円（1.0％）減の168,855億円となっている。

⑵　特別会計

「財政法」（昭22法34）第13条第２項においては、

(Ⅰ)　特定の事業を行う場合、

(Ⅱ)　特定の資金を保有してその運用を行う場合、

(Ⅲ)　その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとされている。

25年度においては、「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平24法42）に基づき、国有林野事業特別会計を廃止し、国有林野事業債務管理特別会計が新たに設けられた。

26年度においては、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」（平25法76）に基づき、社会資本整備事業特別会計を廃止し、食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合している。その結果、特別会計は次の15となっている。

（特別会計一覧）

・交付税及び譲与税配付金特別会計（内閣府、総務省及び財務省）
・地震再保険特別会計（財務省）
・国債整理基金特別会計（財務省）
・外国為替資金特別会計（財務省）
・財政投融資特別会計（財務省及び国土交通省）
・エネルギー対策特別会計（内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省）
・労働保険特別会計（厚生労働省）
・年金特別会計（厚生労働省）
・食料安定供給特別会計（農林水産省）
・森林保険特別会計（農林水産省）
・国有林野事業債務管理特別会計（農林水産省）
・貿易再保険特別会計（経済産業省）
・特許特別会計（経済産業省）
・自動車安全特別会計（国土交通省）
・東日本大震災復興特別会計（国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、26年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、約411.4兆円である。このうち、会計間の取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、約195.2兆円である。

この約195.2兆円には、国債償還費等約91.7兆円（25年度当初予算比7.7兆円増）、地方交付税交付金等（地方譲与税等を含む。）約19.3兆円（同0.7兆円減）、財政融資資金への繰入16.6兆円（同5.0兆円増）、社会保障給付費約58.9兆円（同1.1兆円増）が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は約8.8兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費約3.0兆円（同0.8兆円減）を除いた額は、約5.8兆円となり、25年度当初予算額に対して約2.5兆円の減少となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。